



# 佐賀県公報

平成20年  
2月8日  
(金曜日)  
号 外

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎鳥獣保護区の設定の一部改正	(四二・生産者支援課)	一
◎ "	(四三・)	一
◎ "	(四四・)	二
◎ "	(四五・)	三
◎銃猟禁止区域の設定の一部改正	(四六・)	四
◎ "	(四七・)	五
◎特定猟具使用禁止区域の指定	(四八・)	五

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第四十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により禁猟区の設定（昭和三十三年佐賀県告示第八十四号）で告示した岡本禁猟区について次のとおり変更する。

平成二十年二月八日

佐賀県知事 古 川 康

三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

三の次に次の一項を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

### □ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、祇園川が流れ、須賀神社付近は照葉樹林帯、山頂公園は桜の植栽がされており、シロハラ、ヒヨドリ、クイダキ等の野鳥が生息しており、地域住民の憩いの場として親しまれている。

そこで、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

### ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

### ◎佐賀県告示第四十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により鳥獣保護区の設定（昭五十二年佐賀県告示第七百十六号）で告示した池原鳥獣保護区及び高島鳥獣保護区について次のとおり変更する。

平成二十年二月八日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

その(一)の三の次に次の一項を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、林野率が八十%以上と高く、杉・ヒノキのほか雑木林も多いため、ジョウビタキ、ホオジロ、ウグイス、モズ、カワラヒワ等、森林に生息する野鳥が多数生息しており、また、レッドデータブックさが絶滅危惧Ⅰ類種に選定されているヤマセミも確認されている。

そこで、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(三)の二及び三を次のように改める。

二 区域

高島全域

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

その(三)の三の次に次の一項を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、玄海国定公園内にあり冬季には多数の海鳥が飛来しており、島民を始め野鳥を容易に観察できる環境にある。

そこで、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

◎佐賀県告示第四十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により鳥獣保護区の設定(昭和六十二年佐賀県告示第八百一十一号)で告示した鬼の鼻山鳥獣保護区について次のとおり変更する。

平成二十年二月八日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)の二及び三を次のように改める。

二 区域

多久市多久町の市道梅野・大峠線と武雄市の境界との交点を起点とし、同市道を北東へ進み市道梅野線との交点に至り、同市道を北東へ進み、市道東の原中野線との交点の手前二百メートルの地点まで進み、同所から林道を南へ進み市道梅野線との交点に至り、同市道を西へ三百メートルの地点まで進み、同所から農道に沿って南東へ進み沢に至り、沢に沿って北東へ進み、林道中野線との交点に至り、同林道に沿って北へ進み市道東の原・中野線に至り、同市道を北に進み、天ヶ瀬ダム道路との交点に至り、同道路を南東へ進み市道宮の前・天ヶ瀬・井上線との交点の手前二百メートルの地点まで進み、同所から農道を南へ進み林道井上支線との交点に至り、同林道を南西へ進み、市道梅野線との交点の手前五百メートルの地点まで進み、同所から作業道を南へ進み多久市と武雄市の境界との交点に至り、同境界を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

その(一)の三の次に次の一項を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は県中央部に位置し、天ヶ瀬ダム周辺にはカモ類等水鳥が、鬼の鼻山周辺には山野の鳥が生息している。

そこで、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

◎佐賀県告示第四十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により鳥獣保護区の設定(平成九年佐賀県告示第五百六十号)で告示した日の隈鳥獣保護区及び金立鳥獣保護区について次のとおり変更する。

平成二十年二月八日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)の二及び三を次のように改める。

二 区域

神崎市神崎町二子にある二子交差点北西側を起点とし、同地点から県

道川久保鳥栖線を西へ進み市道日の隈く唐香原線との交点に至り、同市道を北へ進み市道日の隈公園く仁比山公園線との交点に至り、同市道を北へ進み市道北外く開拓団線の交点に至り、同市道を北へ進み九州横断自動車道側道との交点に至り、同側道を西へ進み佐賀市と神崎市の境界との交点に至り、同境界を北へ進み神崎市神崎町と神崎市脊振町との境界に至り、同境界を東へ進み国有林と民有地の境界との交点に至り、同境界を南へ進み城原トンネルを経て九州横断自動車道との交点に至り、同自動車道北側を西へ進み菅生川との交点に至り、同川の右岸側を南東に進み字上善寺と字四本松の字界との交点に至り、同字界を南へ進み県道川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

その(一)の三の次に次の一項を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、県中央部に区域内に溜池等が多く水鳥類の飛来地に適しており、冬季には多くのカモ類が飛来するため、野生鳥獣の休息地及び繁殖地として貴重である。

そこで、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(二)の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

その(二)の三の次に次の一項を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣の生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、生活環境保全林を含む金立山一帯にあり、シロハラ、ヒヨドリ、コゲラ、ウグイス等の野鳥が生息しているため、地域住民の憩いの場として親しまれている。

そこで、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

●佐賀県告示第四十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により銃猟禁止区域の設定（昭和六十二年佐賀県告示第八百十五号）で告示した神埼銃猟禁止区域、三田川銃猟禁止区域及び大和銃猟

禁止区域について次のとおり区域を変更する。

平成二十年二月八日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)の二及び三を次のように改める。

二 区域

神崎市神埼町田道ケ里のJ R長崎本線と神崎市と吉野ケ里町の境界との交点を起点とし、同境界を南へ進み国道三十四号との交点に至り、同国道を西へ進み市道国道（三十四号）へ進み、同市道と交点に至り、同市道を南へ進み市道国道ケ里（円広線との交点に至り、同市道を東へ進み農道駅ケ里東線との交点に至り、同農道を南へ進み農道大依二号線との交点に至り、同農道を西へ進み国道三百八十五号との交点に至り、同国道を西へ進み市道神納橋ケ里線との交点に至り、同市道を南へ進み市道武神埼線との交点に至り、同県道を西へ進み、市道県道（市武線）へ進み、同市道（三百八十五号）線との交点に至り、同市道を南へ進み国道三百八十五号との交点に至り、同国道を三百メートル程南へ進み里道との交点に至り、同里道を西へ進み市道本堀ケ里村下団地線との交点に至り、同市道を北へ進み市道村下団地ケ里小桜保育園前線との交点に至り、同市道を西へ進み市道四丁目ケ里永歌線との交点に至り、同市道を北へ進み市道小津ケ里ケ里神陽団地線との交点に至り、同市道を西へ進み市道西小津ケ里里団地線との交点に至り、同市道を北へ進み城原川左岸側との交点に至り、同川を北へ進み国道三十四号との交点に至り、同国道を西へ進み市道横武ケ里池辺田線との交点に至り、同市道を北へ進み市道清明高校ケ里馬観音線に至り、同市道を北へ進み市道横武北線との交点に至り、同市道を東へ進み県道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を東へ進み市道今屋敷ケ里猪面線との交点に至り、同市道を北へ進みJ R長崎本線との交点に至り、同長崎本線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

その(一)の三の次に次の一項を加える。

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(二)の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

その(二)の三の次に次の一項を加える。

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(三)の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

その(三)の三の次に次の一号加える。

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎佐賀県告示第四十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により銃猟禁止区域の設定(平成九年佐賀県告示第五百六十五号)で告示した岩田久保泉銃猟禁止区域及び玄海銃猟禁止区域について次のとおり変更する。

平成二十年二月八日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

その(一)の三の次に次の一項を加える。

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(二)の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

その(二)の三の次に次の一項を加える。

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎佐賀県告示第四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十年二月八日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)

一 名称

鬼の鼻山特定猟具使用禁止区域

二 区域

多久市多久町の市道東の原・中野線と林道中野線との交点を第一起点とし、第一起点から同市道を南西へ進み、市道梅野線との交点に至り、市道東の原中野線との交点より西へ二百メートルの地点まで進み、同所から林道を南へ進み市道梅野線との交点に至り、同市道を西へ三百メートルの地点まで進み、同所から農道に沿って南東へ進み沢に至り、沢に沿って北東へ進み林道中野線との交点に至り、同林道に沿って北へ進み第一起点に至る線で囲まれた区域及び、多久市南多久町の林道井上線と大町町の境界との交点を第二起点とし、起点から林道を北へ百メートルの地点まで進み、

同所より林道を北へ進み林道井上支線との交点に至り、同林道を南西へ進み市道梅野線との交点の手前千五百メートルの地点まで進み、同所から作業道を南へ進み多久市と武雄市の境界との交点に至り、同境界を東へ進み第二起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器、くくりわな、はこおとし及び囲いわな

その(二)

一 名称

城原特定猟具使用禁止区域

二 区域

神崎市神崎町竹にある川寄橋西側を起点とし、同地点から県道若宮鶴線を西へ進み県道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を北へ進み字上善寺と字四本谷の字界との交点に至り、同字界を北に進み菅生川との交点に至り、菅生川右岸を北西に進み九州横断自動車道との交点に至り、同自動車道北側を東へ進み国有林と民有地の境界に至り、同境界を北へ進み神崎市神崎町と神崎市脊振町との境界に至り、同境界を東へ進み城原川との交点に至り、同川の右岸を南へ進み朝日橋、菅生橋及び八子橋を経て起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器及びくくりわな

その(三)

一 名称

下千田溜池特定猟具使用禁止区域

二 区域

唐津市北波多下平野にある下千田溜池全域

三 存続期間

平成二十年二月八日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年二月八日印刷及び発行  
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
 印刷所 株式会社古川総合印刷